

佐賀県が発注する物品の製造、修理、購入又は賃貸借のために行う一般競争入札（以下「入札」という。）に参加することのできる者の資格及び資格審査等について必要な事項は次のとおりとする。

なお、この公告に定める資格審査の手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける場合がある。

令和 7 年 6 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 申請の時期

令和 7 年 7 月 1 日から同月 31 日までとする（この期間以降も随時受付を行うが、この場合、申請の時期によっては、参加資格の認定が入札に間に合わないことがある。）。

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）は、佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）からダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、佐賀県出納局総務事務センターに提出しなければならない。ただし、特に知事が認めた書類については、提出を要しない。

なお、提出にあたっては、個人番号（マイナンバー）が記載されていない書類を提出すること。

また、営業開始後 1 年未満の者で、決算期末到来により納税証明書が発行されない場合は、納税証明書に代わり法人設立（設置）届・個人事業税の開業届の写しを提出すること。

ア 経営状況調査表（物品製造）

イ 業種及び取扱品目届

ウ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

エ 東京法務局が発行する成年被後見人、被保佐人及び被補助人の登記がなされていないことを証する書類（個人の場合に限る。）

オ 市役所又は町村役場で発行する身分証明書（個人の場合に限る。）

カ 申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書

キ 県税の未納の額がないことを証する書類

ク 許可、認可等を必要とする取扱品目を申請する場合は、その営業に関し、許可、認可等を受けたことを証する書類

ケ その他知事が必要と認める書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

なお、添付書類で外国語記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 入札参加資格認定を受けることができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(2) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することの

できる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 5 条の規定により入札参加資格認定を取り消され、その処分の日から 3 年を経過していない者

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを得ていない者

(4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) (4) のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

4 資格及び資格審査

次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認めた場合は実態調査を行う。

(1) 事業の経営状況

申請書を提出しようとする日（以下「審査基準日」という。）前 1 年間（営業開始後 1 年を経過していない者にあつては営業開始日から審査基準日の前日までの間、営業を停止し、又は休止した者で、営業再開後 1 年を経過

していないものにあつては営業再開日から審査基準日の前日までの間）における物品の製造、修理、販売、仕入れ及び賃貸借の推移及び実績並びに取引金融機関における信用度合

(2) 経営の規模

審査基準日における資本金の額、従業員の構成及び数並びに設備の状況

(3) 契約の履行実績

審査基準日前に県が発注した物品の納入、修理又は賃貸借の実績及び信用度合

5 審査結果の通知

入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

また、競争入札参加資格者として登録された者の名簿は、佐賀県ホームページにおいて公表する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間は、令和7年10月1日（随時の受付を行った者については、その資格を認定した日）から令和9年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

令和7年9月30日に有効期間が満了する者で、有効期間の更新を希望するものは、この公告に基づき申請書類を提出すること。

7 入札参加資格の取消し

(1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったと認められる者の入札参加資格認定を取り消すことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

(2) 3の(4)又は(5)のいずれかに該当すると認められる者の入札参加資格

認定を取り消すものとする。